

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

(1) 川崎市（以下「発注者」という。）が発注する

持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運營業務委託（委託業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称) 持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運營業務

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、委託業務の請負契約の完了後3か月を経過するまでの期間は、解散することができない。

2 委託業務を請負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者名

住 所

商号又は名称

代表者名

(代表者)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 入札及び見積りに関する権限

(2) 契約締結に関する権限

(3) 発注者及び監督官庁との折衝に関する権限

(4) 請負代金の請求及び受領に関する権限

(5) 復代理人の選任に関する権限

(6) その他契約履行に関する一切の権限

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____	_____	%
_____	_____	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、各構成員が協議して評価するものとする。

(構成員の業務分担)

第9条 委託業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める構成員が分担して履行するものとし、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

(1) コールセンター業務

(2) 設備等導入調査・導入設備等の現地確認に係る業務

(3) 交付申請書及び実績報告書の受付・確認等に係る業務

(4) データの管理に係る業務

(5) 広報業務

(6) ホームページの開設・運営

(7) 効果測定に係る業務

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、前条各号の業務の価格その他の当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 各構成員は、委託業務の履行に伴い、発注者又は第三者に損害を与えたときは、連帯して責任を負うものとする。

3 構成員が他の構成員に損害を与えたときは、関係構成員が誠実に協議し、解決するものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、委託業務の完了後、委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益を生じた場合は、第8条第1項の出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損を生じた場合は、第8条第1項の出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することはできない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。なお、代表者が除名されたときは、従前の代表者に代えて、残存した構成員から代表者を選任する。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、新たな構成員を加えなければならない。

4 前項の新たな構成員は、除名された構成員が分担していた業務の履行に必要な許可を受けている者でなければならない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが、委託業務途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、履行された委託業務についてかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定
を締結したので、その証としてこの協定書を 通作成し、構成員が記名捺印の上、各自 1 通所持する。
なお、当企業体が委託業務の請負契約を締結する場合は、その契約書に添付するものとする。

年 月 日

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

※ 第 5 条、第 8 条第 1 項及び第 9 条の記載欄並びに末尾の署名欄は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。